

君津市条例第 37 号

君津市景観条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）
- 第 2 章 景観計画（第 7 条—第 9 条）
- 第 3 章 届出等（第 10 条—第 18 条）
- 第 4 章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等（第 19 条—第 22 条）
- 第 5 章 良好な景観の形成の推進（第 23 条—第 26 条）
- 第 6 章 君津市景観審議会及び君津市景観アドバイザー（第 27 条・第 28 条）
- 第 7 章 雑則（第 29 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、良好な景観の形成を推進するための施策を講ずることにより、本市の魅力あふれる美しい景観の保全及び形成を図り、もって潤いと安らぎのある豊かな生活環境の創造と市民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、法の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は市内の土地及び建築物その他の工作物を所有し、占有し、若しくは管理する者をいう。

(2) 事業者 市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

（市の責務）

第 3 条 市は、良好な景観の形成に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めなければならない。

3 市は、市民及び事業者の景観に関する意識を啓発するとともに、良好な景観の形成に関する情報の提供その他の支援に努めなければならない。

4 市は、公共施設の整備を行う場合は、良好な景観の形成について、先導的な役割を果たすよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、自らが行う土地の利用等の事業活動が景観に及ぼす影響に配慮し、良好な景観の形成に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、自らが良好な景観の形成の主体であることを認識し、良好な景観の形成に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(国の機関等への協力要請)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、国の機関又は他の地方公共団体に対し、良好な景観の形成について協力を要請するものとする。

第2章 景観計画

(景観計画の策定)

第7条 市長は、良好な景観の形成を総合的かつ計画的に推進するため、景観計画を定めるものとする。

(景観計画の変更)

第8条 市長は、景観計画を変更しようとするときは、法第9条に定める手続によるほか、君津市景観審議会（第27条第1項を除き、以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

(景観計画への適合)

第9条 景観計画区域内において、法第16条第1項各号に掲げる行為（同条第7項各号に掲げる行為を除く。）をしようとする者は、その行為が景観計画に適合するよう努めなければならない。

第3章 届出等

(事前相談)

第10条 景観計画区域内において、法第16条第1項又は第2項の規定による届出をしようとする者は、当該届出に係る行為に関する事項について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に相談することができる。

(助言又は指導)

第11条 市長は、前条の規定による事前相談があったときは、その内容が景観計画で定められた良好な景観の形成に関する方針に沿い、かつ、行為の制限に適合するよう必要な助言又は指導を行うものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、君津市景観アドバイザー（第28条第1項を除き、以下「景観アドバイザー」という。）の意見を聴くことができる。

(届出における添付図書)

第12条 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項第4号に規定する条例で定める図書は、平面図その他の規則で定める図書とする。

(届出を要する行為)

第13条 法第16条第1項第4号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質を変更する行為であって、変更に係る面積が3,000平方メートル以上のもの
- (2) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）その他の物件を堆積する行為であって、堆積に係る面積が500平方メートル以上で、かつ、道路その他の公共の場所から容易に望見できるもの

2 前項各号に掲げる行為に係る法第16条第1項の規定による届出をしようとする者は、同項に規定する事項を記載した届出書に規則で定める図書を添付し、市長に届け出なければならない。

3 法第16条第1項に規定する条例で定める事項は、行為をしようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに行為の完了予定日とする。

4 法第16条第2項に規定する条例で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変

更により同条第1項の届出に係る行為が同条第7項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

(届出を要しない行為)

第14条 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する工業専用地域における法第16条第1項各号に掲げる行為（同条第7項各号に掲げる行為を除く。）又は次に掲げる行為とする。

(1) 次のいずれにも該当しない建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

ア 地盤面からの高さが10メートルを超える建築物

イ 建築面積が500平方メートルを超える建築物

(2) 次のいずれにも該当しない工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

ア 設置面からの高さが6メートルを超える煙突

イ 設置面からの高さが15メートルを超える鉄柱、コンクリート柱又は鉄塔

ウ 地盤面からの高さが2メートルを超え、かつ、総延長が20メートルを超える擁壁

エ 土地に自立して設置する太陽光発電設備で、パネルの面積の合計が100平方メートルを超えるもの

(3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為で、開発区域の面積が3,000平方メートル未満のもの

(行為の完了等の届出)

第15条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了し、又は中止したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(特定届出対象行為)

第16条 法第17条第1項に規定する条例で定めるものは、法第16条第1項第1号又は第2号に掲げる行為（同条第7項各号に掲げる行為を除く。）とする。

(勧告又は命令)

第17条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告又は法第17条第1項若しくは第

5項の規定による命令を行おうとする場合において、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

(公表)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨並びにその者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）を規則で定める方法により、公表することができる。

(1) 法第16条第1項又は第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(2) 法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないとき。

(3) 法第17条第1項又は第5項の規定による命令を受けた者が、当該命令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表の対象となる者に、意見を述べる機会を与えるとともに、審議会の意見を聴かなければならない。

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等

(景観重要建造物の指定)

第19条 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物の指定をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要建造物の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

3 法第27条第1項又は第2項の規定により景観重要建造物の指定を解除するときは、前2項の規定を準用する。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第20条 法第25条第2項の規定による条例で定める景観重要建造物の管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の外観を変更しないこと。

(2) 消火器の設置その他の防災上の措置を講ずること。

(3) 景観重要建造物の滅失、毀損等を防ぐため、規則で定めるところにより、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。

(景観重要樹木の指定)

第21条 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木の指定をしようとする

きは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要樹木の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

3 法第35条第1項又は第2項の規定により景観重要樹木の指定を解除するときは、前2項の規定を準用する。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第22条 法第33条第2項の規定による条例で定める景観重要樹木の管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 景観重要樹木の良い景観を保全するため、せん定その他の必要な管理を行うこと。

(2) 病虫害の駆除その他の措置を行うこと。

(3) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、規則で定めるところにより、景観重要樹木を定期的に点検すること。

第5章 良好な景観の形成の推進

(景観形成重点地区の指定)

第23条 市長は、景観計画区域のうち重点的に良好な景観の形成を推進する必要があると認める地区を景観形成重点地区（以下この条において「重点地区」という。）として指定することができる。

2 前項の規定により重点地区の指定をするときは、当該重点地区に係る次に掲げる事項を景観計画に定めるものとする。

(1) 名称

(2) 区域

(3) 良好な景観の形成に関する方針

(4) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

3 市長は、重点地区の指定をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

4 前3項の規定は、重点地区の指定の変更又は解除について準用する。

(景観まちづくり市民団体の認定)

第24条 市長は、本市の良好な景観の形成を推進するために自主的な活動を行う団体であって、規則で定める要件に該当すると認められるものを景観まちづくり市民団体（以下この条及び次条において「市民団体」という。）として認定することができる。

- 2 前項の規定により認定を受けようとする市民団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により申請があった場合において市民団体の認定をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。
- 4 市長は、第2項の規定により申請があった場合において市民団体の認定をしたときは、その旨を当該団体に通知しなければならない。
- 5 市長は、市民団体の認定をしたときは、当該団体の名称、活動内容その他の市長が必要と認める事項を公表するものとする。

(景観まちづくり市民団体の認定の取消し)

第25条 市長は、市民団体が前条第1項に規定する要件に該当しなくなったと認めるとき又は市民団体として適当でなくなったと認めるときは、その認定を取り消すものとする。

- 2 市長は、前項の規定により市民団体の認定を取り消したときは、その旨を当該団体に通知しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により市民団体の認定を取り消したときは、これを公表しなければならない。

(表彰)

第26条 市長は、本市の良好な景観の形成に寄与していると認められる建築物その他の工作物等について、その所有者、設計者、施工者等を表彰することができる。

- 2 市長は、前項に掲げるもののほか、本市の良好な景観の形成に寄与していると認められる活動を行った個人又は法人その他の団体を表彰することができる。
- 3 市長は、前2項の規定による表彰を行おうとする場合において必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

第6章 君津市景観審議会及び君津市景観アドバイザー

(景観審議会)

第27条 良好な景観の形成について必要な事項を調査審議するため、君津市景観審議会を置く。

- 2 審議会は、この条例によりその権限に属する事項及び良好な景観の形成に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議する。
- 3 審議会は、委員10人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 景観に係る活動を行う団体の推薦を受けた者

(3) 市民

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(景観アドバイザー)

第28条 市長は、良好な景観の形成を推進するに当たり、技術的又は専門的な助言を聴くため、君津市景観アドバイザーを置く。

2 景観アドバイザーは、第10条に規定する事前相談に関する事項、法第16条第1項又は第2項の届出に係る行為の景観計画に対する適合審査に関する事項その他良好な景観を形成するために市長が必要と認める事項について、市長の求めに応じ、技術的又は専門的な助言を行う。

3 景観アドバイザーは、2人以内とする。

4 景観アドバイザーは、良好な景観の形成に関し専門的な知識及び豊富な経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

5 景観アドバイザーの任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、景観アドバイザーに欠員が生じた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第7章 雑則

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年7月1日から施行する。

(適用区分)

2 第3章の規定は、平成31年10月1日以後に着手する法第16条第1項の規定による届出を要する行為について適用する。

(特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年君津市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表都市計画審議会委員の項の次に次のように加える。

景観審議会会長	〃 8,600	〃
景観審議会委員	〃 7,700	〃
景観アドバイザー	1件 7,700	〃

別表かずさアカデミアパーク地区地区計画建築審議会会長の項中「〃 8,600」を「日額 8,600」に改める。